

保険税額の決めかた

●医療保険分（A）

1. 所得割 9.00%
(総所得額－基礎控除〈330,000円〉) × 9.00% = 所得割額
2. 資産割 0.00%
当該年度の固定資産税額(都市計画税除く) × 0.00% = 資産割額
3. 均等割 加入者一人あたり 22,400円
22,400円 × 加入者数 = 均等割額
4. 平等割 1世帯あたり 19,500円
1 + 2 + 3 + 4 = 医療保険分保険税額・・・A

* 医療保険分としての納める額の上限(課税限度額)は、470,000円

●後期高齢者支援金分（B）

5. 所得割 2.50%
(総所得額－基礎控除〈330,000円〉) × 2.50% = 所得割額
6. 資産割 0.00%
当該年度の固定資産税額(都市計画税除く) × 0.00% = 資産割額
7. 均等割 加入者一人あたり 6,300円
6,300円 × 加入者数 = 均等割額
8. 平等割 1世帯あたり 5,500円
5 + 6 + 7 + 8 = 後期高齢者支援分保険税額・・・B

* 後期高齢者支援分としての納める額の上限(課税限度額)は、120,000円

●介護保険分（C）(40歳以上65歳未満の人は介護保険の2号被保険者になります。)

9. 所得割 0.80%
(総所得額－基礎控除〈330,000円〉) × 0.80% = 所得割額
10. 資産割 0.00%
当該年度の固定資産税額(都市計画税除く) × 0.00% = 資産割額
11. 均等割 加入者一人あたり 6,000円
6,000円 × 加入者数 = 均等割額
12. 平等割 1世帯あたり 3,500円
9 + 10 + 11 + 12 = 介護保険分保険税額・・・C

* 介護保険分としての納める額の上限(課税限度額)は、100,000円

◎ 40歳未満の人 ～ A（医療保険分）+ B（後期高齢者支援金分）

◎ 40歳以上65歳未満の人 ～ A（医療保険分）+ B（後期高齢者支援金分）+ C（介護保険分）

◎ 65歳以上75歳未満の人 ～ A（医療保険分）+ B（後期高齢者支援金分）

年齢によって納める保険税が異なります。